

平成22年度

事業概要

下水道きれいな水を未来まで



福島県県北流域下水道建設事務所

1. 管内の概要



(1) 阿武隈川上流流域下水道事業の沿革と概要

阿武隈川上流流域下水道事業は、阿武隈川上流に位置する福島県内における流域下水道事業です。

阿武隈川は、福島県と栃木県との境にある旭岳にその源を発し、県の中央部を北上して宮城県から太平洋に注ぐ一級河川であり、流域面積は約5,405km²（福島県分4,088km²）、延長は239Km（福島県分181Km）となっており、県都福島市、商都郡山市をはじめとする多数の市町村と県人口の半分以上がこの流域に集中し、上水道水源や工業用水等として利用され、本県の産業振興や生活環境の保全に極めて重要な役割を果たしております。

しかし、人口の集中、産業の発展等が著しいために河川の水質悪化が顕著になり、その改善のため昭和46年5月に水質環境基準の類型指定がなされました。

昭和47年には、福島、宮城の両県で阿武隈川水系における流域別下水道整備総合計画策定のための調査が実施され、昭和49年に生活環境の改善と公共用水域の水質保全を効果的に図るために流域下水道を設置することとした「下水道整備に関する基本計画」が策定されました。

福島県では、この基本計画を基に、阿武隈川上流流域下水道を福島市を中心とする『県北処理区』、郡山市を中心とする『県中処理区』、二本松市を中心とするあだたら流域下水道『二本松処理区』及び田村市を中心とする大滝根川流域下水道『田村処理区』に分けて流域下水道の整備を推進しております。

当事務所が所管する福島市、伊達市、桑折町、国見町の2市2町からなる『県北処理区』は、昭和59年度から事業に着手し、平成8年4月に関連2市2町が同時に一部供用を開始しており、今年で27年目を迎え、下水道の普及率向上のため、引き続き計画的な整備促進に努めてまいります。

1. 管内の概要



(2) 事務所の沿革

① 事業所の名称 . . . 福島県 県北流域下水道建設事務所

〒960-0102 福島市鎌田字一本松43
TEL (024)-554-2011 (代表・総務課)
2012・2013 (建設課)
FAX (024)-554-2932

② 沿 革

昭和54年 4 月	土木部に下水道課が新設（公共下水道係、流域下水道係）される
57年 4 月	下水道に分室が設けられる（県北処理区担当）
61年 4 月	下水道課国見駐在事務所が設置される
63年 4 月	県北流域下水道建設事務所の設置
平成元年 4 月	総務担当次長・業務担当次長の2次長制設置 総務課・建設課（建設第一係・建設第二係）の2課制設置
12月	県北流域下水道建設事務所庁舎新築（福島市鎌田）
15年 4 月	総務グループ・建設グループ（管渠担当・処理場担当）に組織改正
20年 4 月	総務課・建設課（管渠担当・処理場担当）に組織改正

1. 管内の概要

県北流域下水道
建設事務所の概要



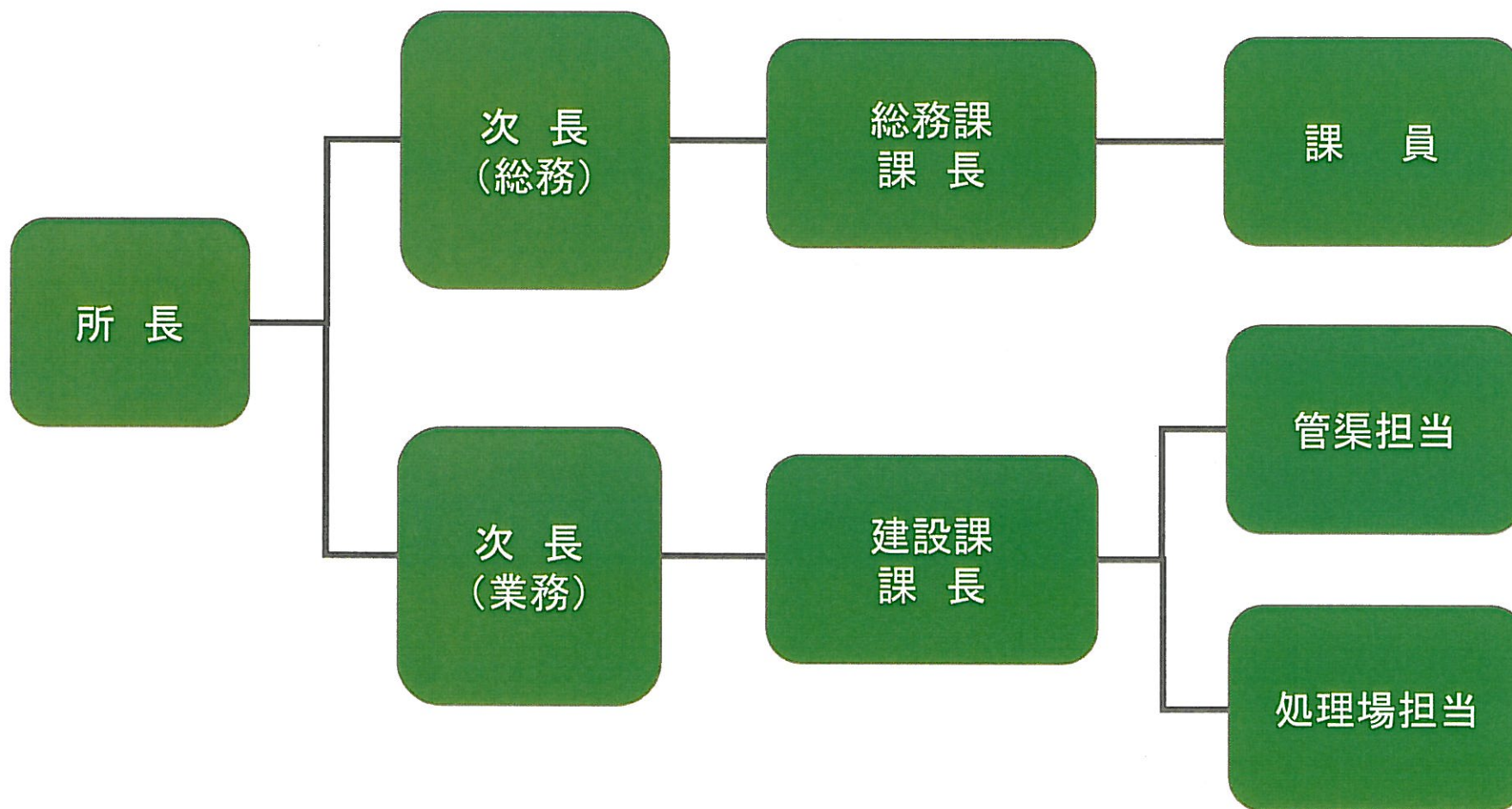
(3) 事業経過

- 昭和47年 6月 阿武隈川流域別下水道整備総合計画策定着手
- 昭和57年 7月 県北都市計画下水道の決定（事前協議）（7月15日建設省福都計発第24号）
- 昭和57年 9月 都市計画決定の認可（9月20日建設省福都計第24号）
- 昭和58年 7月 都市計画法及び下水道法の事業認可（7月4日建設省福都下流発第2,3号）
- 昭和60年 3月 浄化センター用地契約調印（3月20日80名）
- 昭和61年10月 左岸幹線管渠工事に着手（国見町徳江地区）
- 昭和63年 4月 県北流域下水道建設事務所の設置
- 平成 2年 9月 浄化センター水処理施設工事に着手
- 平成 8年 4月 県北処理区第一期供用開始（福島市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、同時供用）

2. 行政機構など



(1) 内部組織



2. 行政機構など

県北流域下水道
建設事務所の概要



(2) 職員数

(平成22年4月1日現在)

課名	職名	行政職											技能職	計
		所長	主幹	次長	課長	主任主査	専電気技師	主査	主電気技師	副主査	技師	専門員	主任運転手	
事務所		1	1	1										3
総務課					兼(1)			2				1	1	4 兼(1)
建設課					1		1	3	1	1		1		8
	管渠担当							2		1		1		4
	処理場担当						1	1	1					3
合計		1	1	1	1 兼(1)		1	5	1	1		2	1	15 兼(1)

3. 事業の概要

県北流域下水道
建設事務所の概要



(1) 阿武隈川上流流域下水道(県北処理区)事業計画

項目	計画別	全体計画	事業計画
関連市町村		福島市、伊達市（旧伊達町、旧梁川町、旧保原町）、桑折町、国見町	福島市、伊達市（旧伊達町、旧梁川町、旧保原町）、桑折町、国見町
計画事業期間		昭和59年度～	昭和59年度～平成23年度
計画処理区域面積		8,787ha	4,540ha
計画処理人口		305,990人	201,710人
計画汚水量(日最大)		197,890(m ³ /日)	115,280(m ³ /日)
排除方式		分流式	分流式
処理方式		標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
放流先		阿武隈川 (水質環境基準：B-Ⅰ)	阿武隈川 (水質環境基準：B-Ⅰ)
管渠		L = 56.0Km φ400mm～φ1,650mm	L = 55.9Km φ400mm～φ1,650mm
中継ポンプ場		1カ所(伊達)	マンホールポンプ 2カ所(梁川・伊達)
処理場		県北浄化センター(伊達郡国見町大字徳江地内 43.4ha)	
水質		BOD 220mg/ℓ(流入)→15mg/ℓ(放流), SS 200mg/ℓ(流入)→20mg/ℓ(放流)	

3. 事業の概要

県北流域下水道
建設事務所の概要



(2) 県北処理区事業計画と整備状況

① 事業計画

(平成22年3月末日現在)

都市名	種別	全体計画		事業計画				面整備状況		水洗化人口状況		備考
		計画面積 (ha)A	計画人口 (千人)B	計画面積 (ha)C	計画人口 (千人)D	全体に 対する率 C/A	認可 期間	面積 (ha)E	全体計画 に対する率 E/A	水洗化 人口 (千人)F	全体に 対する率 F/B	
福島市	流関	6,957	252.0	3,628	168.3	52.1%	S62~H23	3,157.7	45.4%	126.1	50.0%	市単独整備 面積を除く
伊達市	流関	1,246	37.8	605	23.0	48.6%	S63~H23	535.0	42.9%	12.9	34.1%	旧伊達町・旧梁川 町・旧保原町
桑折町	流関	333	8.6	152	5.6	45.6%	S63~H23	131.9	39.6%	4.0	46.5%	
国見町	流関	251	7.6	155	4.8	61.8%	S63~H23	134.7	53.7%	4.1	53.9%	
合計		8,787	306.0	4,540	201.7	51.7%		3,959.3	45.1%	147.1	48.1%	

※流関：流域関連公共下水道

流域下水道は、幹線管渠と終末処理場の基幹施設からなり、都道府県が設置、管理しています。
これにつながる公共下水道を流域関連公共下水道といい、各市町村が設置、管理します。

3. 事業の概要

県北流域下水道
建設事務所の概要



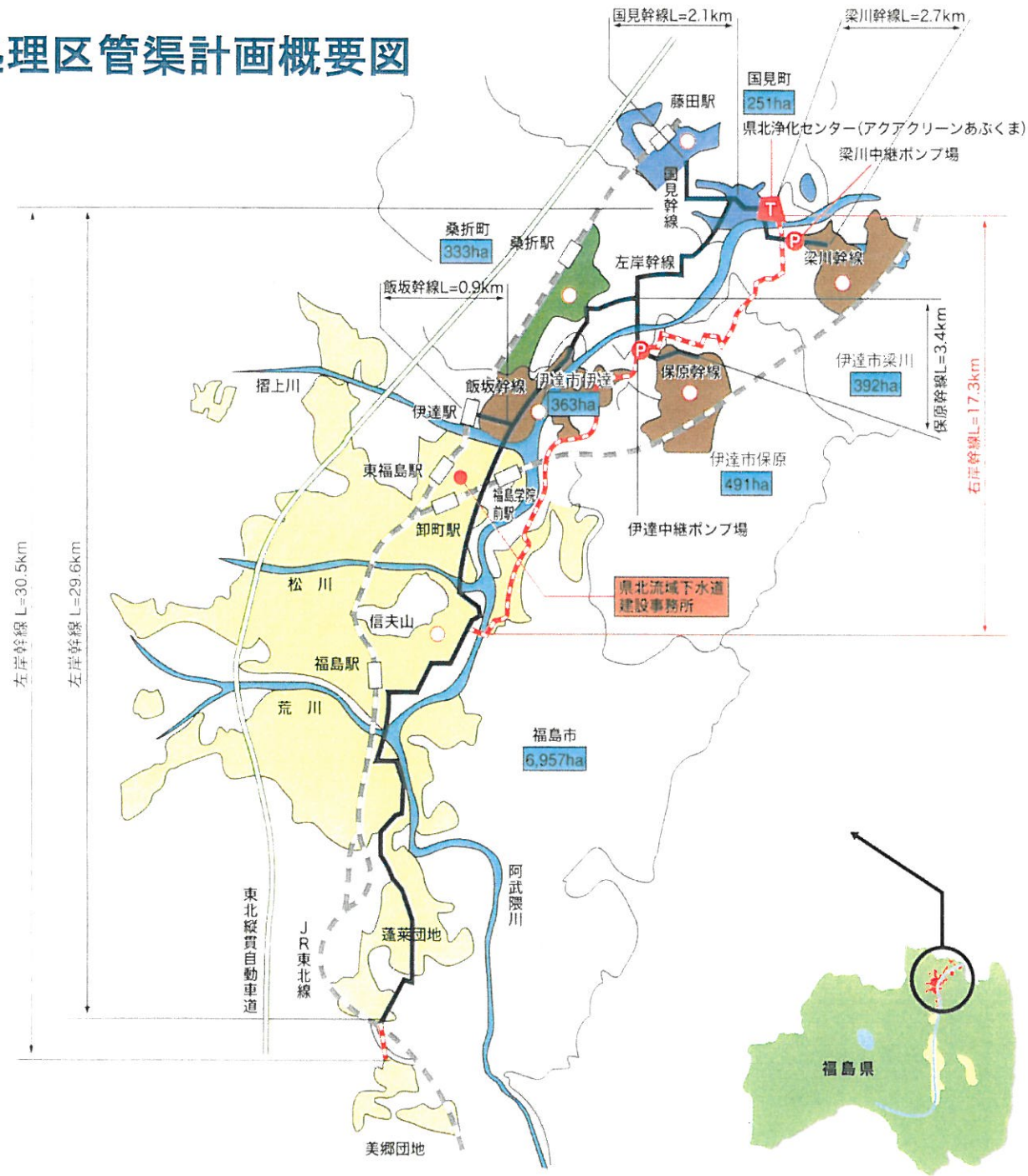
(2) 県北処理区事業計画と整備状況

② 整備状況

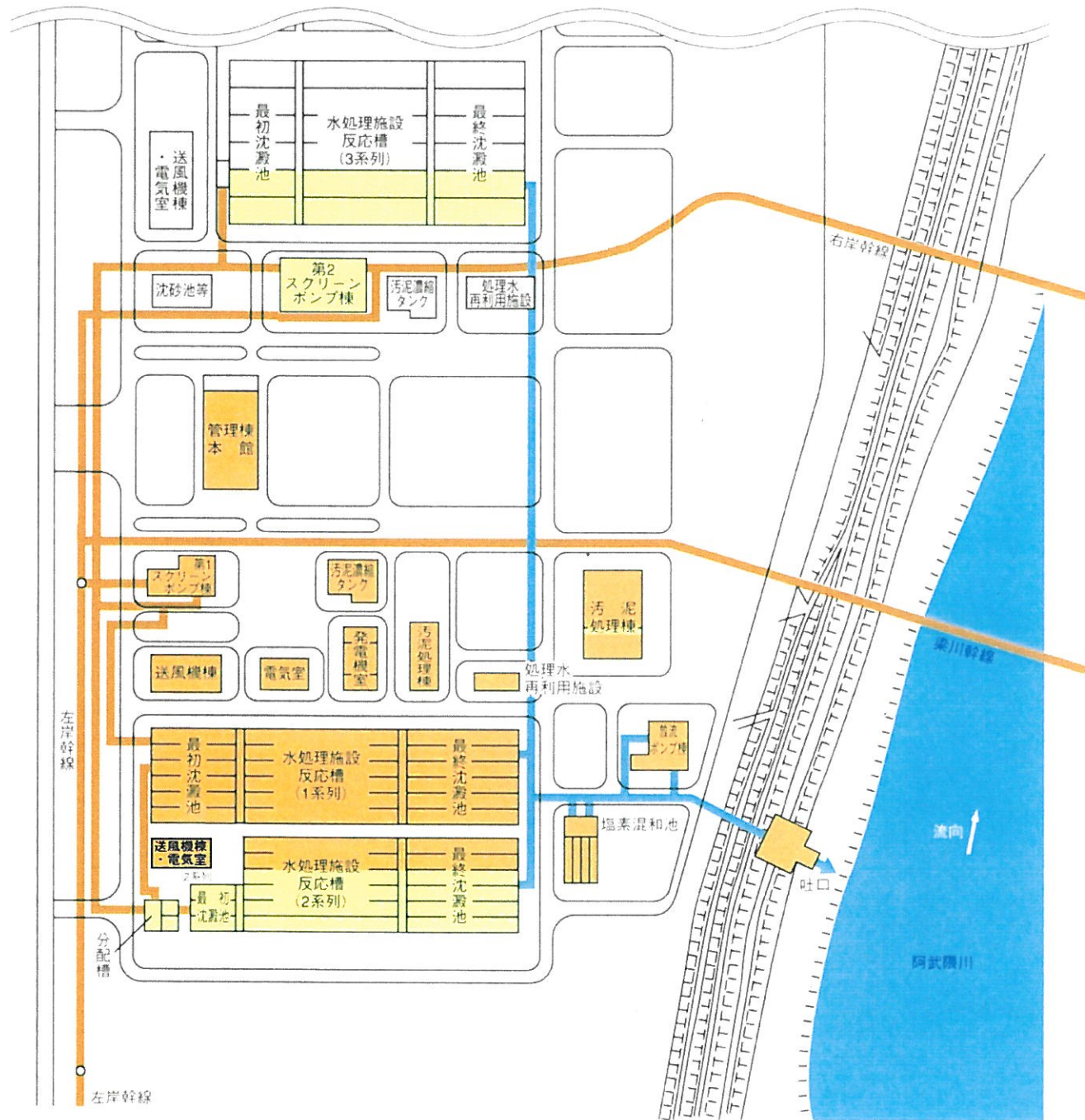
(平成22年3月末日現在)

種 別		全体計画(A)	事業計画(B)	整備状況(C)	全体に対する整備率 (C)/(A)	備 考
管 渠 工	左岸幹線	L=30,520m φ=600mm~φ1,500mm	L=29,550m φ=600mm~φ1,500mm	L=29,550m φ=600mm~φ1,500mm	96.8%	
	右岸幹線	L=17,260m φ=1,650mm	同 左	L=11,380m(※) φ=1,650mm	65.8%	※換算延長
	国見幹線	L=2,140m φ=400mm~φ500mm	同 左	同 左	100.0%	
	飯坂幹線	L=930m L=930m φ=700mm	同 左	同 左	100.0%	
	梁川幹線	L=1,790m φ=400mm~φ600mm	L=2,680m φ=400mm~φ600mm	同 左	100.0%	全体計画では右岸 幹線接続となる。
	保原幹線	L=3,380m φ=400mm~φ800mm	同 左	同 左	100.0%	
	計	L=56,020m φ=400mm~φ1,650mm	L=55,940m φ=400mm~φ1,650mm	L=49,170m φ=400mm~φ1,650mm	87.8%	
処 理 場 工	処理水量 (日最大)	197,890m ³ /日	115,280m ³ /日	52,400m ³ /日	26.5%	
	処理能力	197,890m ³ /日 (4系列22池)	122,920m ³ /日 (3系列14池)	70,240m ³ /日 (1系列6池+2系列2池)	35.5%	

県北処理区管渠計画概要図



県北浄化センター 施設配置計画図



事業計画
 全体計画
 平成22年3月末現在、供用処理施設

4. 災害対応体制



福島県下水道防災計画に基づき、災害の発生による下水道被災の予防及び応急復旧対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保全することを目的とし、災害対応体制を下記のとおり定める。

記

1. 水防配備体制は次の四段階に分類する。(各配備体制は別表のとおり)

(1) 特別警戒配備(1号配備)

- ① 県北処理区の2市2町(福島市、伊達市、桑折町、国見町)に大雨、洪水の気象警報が発表された場合
- ② 阿武隈川の水位が39.80m(放流ポンプ運転水位)を超えた場合
- ③ 震度4の地震が発生した場合

所要の人員で被害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて特別警戒体制の設置に移行できる体制とする。

(2) 特別警戒体制(2号配備)

- ① 大雨、洪水の気象警報が発表され下水道被害が予想又は発生した場合
- ② 阿武隈川の水位が42.77m(氾らん注意水位)を超えた場合
- ③ 震度5(弱)以上の地震が発生した場合

建設課全員で被害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて非常配備体制の設置に移行できる体制とする。

(3) 非常配備体制(3号配備)

- ① 局地的に激甚な下水道被害が発生し拡大の恐れがある場合
- ② 阿武隈川の水位が43.77m(避難体制水位)を超えた場合
- ③ 震度6(弱)以上の地震が発生した場合

全職員で被害に関する情報収集、応急対策に当たる。

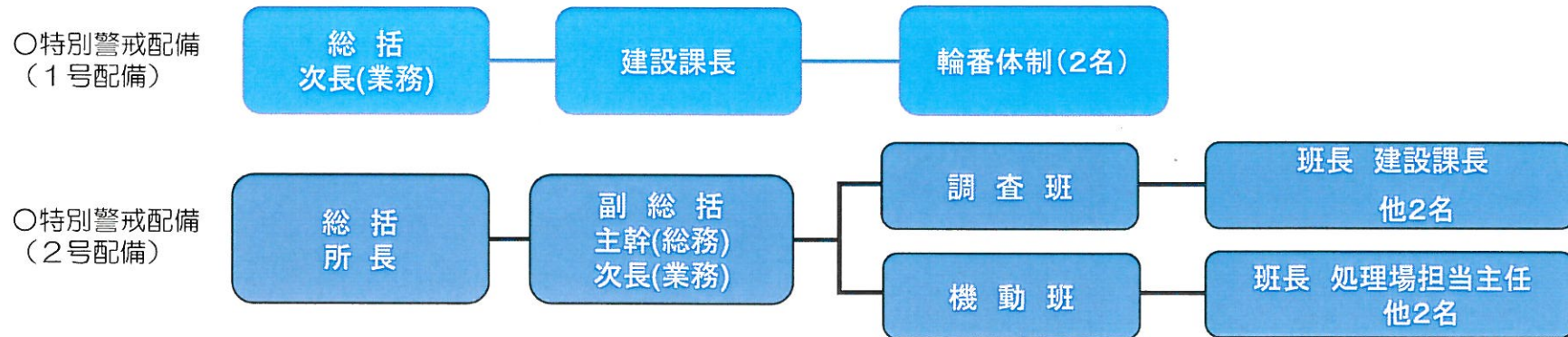
(4) 非常配備体制(4号配備)

- ① 県北地方各地に大規模な下水道被害が発生し広域的に応急対策が必要となる場合
組織及び機能の全てをあげて情報収集、応急対策に当たる。

4. 災害対応体制



災害対策本部設置前



災害対策本部設置後

